

学位プログラムを中心とした大学制度について

1. 定義¹

- 「学位プログラム」とは、学生が短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得するに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得するように体系的に設計された教育プログラムをいう。
- 「学位プログラムを中心とした大学制度」とは、従来のような学部や研究科等の組織に着目した大学制度ではなく、学位の取得を目指す学生の学修の視点に立って、学位を与える課程（学位プログラム）の実施に着目した大学制度とするもの。

2. 過去の提言等（関連箇所抜粋）

- 「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年中教審答申）
国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。
- 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年中教審答申）
学士課程教育を各教員の属人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要である。そのためには、教学システムの再構築やそれを支援するスタッフの養成や確保が必要となる。
- 「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」（平成 28 年 3 月大学分科会大学教育部会）
大学教育を充実させるためには、三つのポリシーを起点とする PDCA サイクルをポリシーの策定単位ごとに確立し、教育に関する内部質保証を確立することが必要である。例えば、三つのポリシーの策定単位が学位プログラムであったならば、当該学位プログラムの教学マネジメントを担う者において、三つのポリシーの策定を通じて具体化され

¹ 平成 21 年 1 月 21 日第 74 回大学分科会配布資料より

た入学者選抜、教育の実施及び卒業認定・学位授与の各段階における目標（「P」）が、各ポリシーに基づいて実施される入学者選抜及び体系的で組織的な教育（「D」）を通じて達成されたかどうかを自己点検・評価（「C」）し、学位プログラムについて必要な改善・改革（「A」）を行っていくサイクルを回していくことが求められる。

- 「我が国の高等教育の将来構想について（諮問）」（平成 29 年 3 月 6 日中央教育審議会）
我が国の大学政策については、現在、学部・学科や研究科といった組織に着目した在り方を中心に構成されていますが、学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修の実現していくためには、学位を与える課程（「学位プログラム」）に着目した在り方をより重視していく必要があるとの指摘がかねてからなされています。こうした「学位プログラム」の位置付けや学生と教員の比率の改善、ICT の効果的な利活用など、学修の質を向上させるための課題について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含めた総合的かつ抜本的な検討をお願いします。

3. 現行制度

（1）制度

- 大学には学部を置くことが常例とされ、学生と教員が所属する学部・学科の設置について、文科大臣の認可に係らしめることにより質を担保。具体的には、学部・学科が授与する学位、当該学位に応じた教育カリキュラム、当該教育カリキュラムを教授するための専任教員の資格及び数、当該学部・学科に必要な校舎面積等を審査。
- 学生の所属する組織＝教員が所属する組織＝提供される学位プログラムが、一対一の関係となるのが原則。新しい学位プログラムを実施するためには、原則として、新たな組織を設置することが必要。（ただし、学位の分野の変更が伴わない範囲で、一つの学部・学科で複数のプログラムを実施することは可能。）
- 学校教育法施行規則の改正により、各大学において「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の 3 つのポリシーを策定・公表することが義務付けられた（平成 29 年 4 月施行）。また、細目省令の改正により、認証評価の基準として、3 つのポリシーに関することと、内部質保証に関することが追加された（平成 30 年 4 月施行）。

（2）現行制度下における学位プログラムを中心とした大学制度の取組

- 現行制度においても、専任教員としては一つの学部・学科にしか所属できないが、兼任教員として他の学部・学科や大学で別の学位プログラムの授業科目を担当することは

可能。

- 複数の学部・学科が設置されている大学において、認可された学部・学科とは別に教員組織を組織し、認可された学部・学科とは異なる組み合わせによる教員組織とすることは可能。(例：筑波大学²、九州大学³等)
- 複数の学部・学科が設置されている大学において、すべての授業科目を「全学科目」化し、学位プログラムに必要な授業科目を学部・学科の垣根を越えて、大学全体から選択できる仕組みとしている例もある。(例：新潟大学)
- 複数の学部・学科が設置されている大学において、学部・学科を横断した学位プログラムを設計し、当該プログラムに合わせて複数の組織から担当教員を配置している例もある。(例：九州大学 21 世紀プログラム⁴)

(3) 課題

- 現在の学部・学科という組織の設置を認可する仕組みの中でも、学位プログラムごとに3つのポリシーを策定し、この3つのポリシーに基づく内部質保証を徹底することにより、学位プログラムを中心とした大学教育の実施は可能。
- 他方、現行制度は、学位プログラムを実施する組織を置くことを前提とした制度となっていることから、組織の変更を柔軟に行うことや学際的な領域のカリキュラムに合わせた組織編成が困難、カリキュラムが硬直的になりやすいといった課題がある。
- 教員は、専任教員としては一つの学部・学科にしか所属することができないため、教員中心の授業科目の編成となりやすい。

4. 論点

(1) 学位プログラムの制度上の位置づけについて

- ・ 3つのポリシーの策定・公表の義務化と、3つのポリシーに基づく内部質保証を認証評価でチェックすることが制度化されたが、さらに学位プログラムを中心とした大学制度へと転換していく意義をどう考えるか。

² 筑波大学では、学生は学群に所属しているが、教員は系に所属。

³ 九州大学では、学生は学部所属しているが、教員は研究院に所属。

⁴ プログラムの修了生には、「学士(学術)」の学位を授与。定員は、既存の4年制学部の定員を活用し、20数名程度。

- ・ 学位プログラムを中心とした大学制度とすることによるメリットを、大学、学生、社会（産業界）それぞれとどのように共有していくか。

(2) 学位プログラムの実施に係る教育課程について

- ・ 学位プログラムの単位をどう考えるか（例えば、現在の法学部で考えた場合、学科レベル（法律学科、政治学科等）か、コースレベル（公法コース、私法コース等）か。）。
- ・ 既存の学部・学科において行われる教育課程を、学位プログラム（学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得するように体系的に設計された教育プログラム）として名実ともに機能させるために、3つのポリシーの具体化などをより一層各大学において進める必要があるのではないか。
- ・ 一方で、学位プログラムを中心とした大学制度を推進していくことは、学位プログラムに合わせて学位に付記する専攻分野の名称も多様化することにつながるのではないか。

(3) 学位プログラムを中心とした大学制度とした場合の質保証の仕組みについて

- ・ 「学部・学科」またはこれに準ずる教育研究上の基本となる組織に着目して設置認可する代わりに、組織横断的に行われる教育課程を学位プログラムとして認知し、制度上も適切に位置づけるべきではないか。また、医学部、歯学部、獣医学部等の職業養成課程はどう考えるか。
- ・ 学位プログラムを中心とした大学制度とした場合、学生が所属する組織（ないし学位プログラム）と教員が所属する組織の分離がより一層進むものと考えられるが、現在の「学部を置くことを常例とする」とした教育研究上の基本となる組織の在り方についてどのように考えるのか。その際、学内の運営組織の在り方、大学の研究面への影響をどう考えるのか。
- ・ 教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換のためには、教員は、一つの学部・学科でのみ専任教員となれるという仕組みを改めるべきではないか。一方で、責任を持って教育研究に従事することを担保する観点から、学位プログラムの運営に携わる教員の具体的要件について検討するべきではないか。
- ・ 学位プログラムを中心とした大学制度とした場合、現在学部・学科単位で管理されている入学定員や収容定員をどう考えるか。
- ・ その他、校地校舎の面積基準など現在の学部単位で設定されている基準をどのように考えるのか。

(参考1) 関係法令

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抜粋）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二・三 （略）

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③・④ （略）

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抜粋）

（学部）

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(学部以外の基本組織)

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
- 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
- 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

(収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2・3 (略)

○学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針(大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

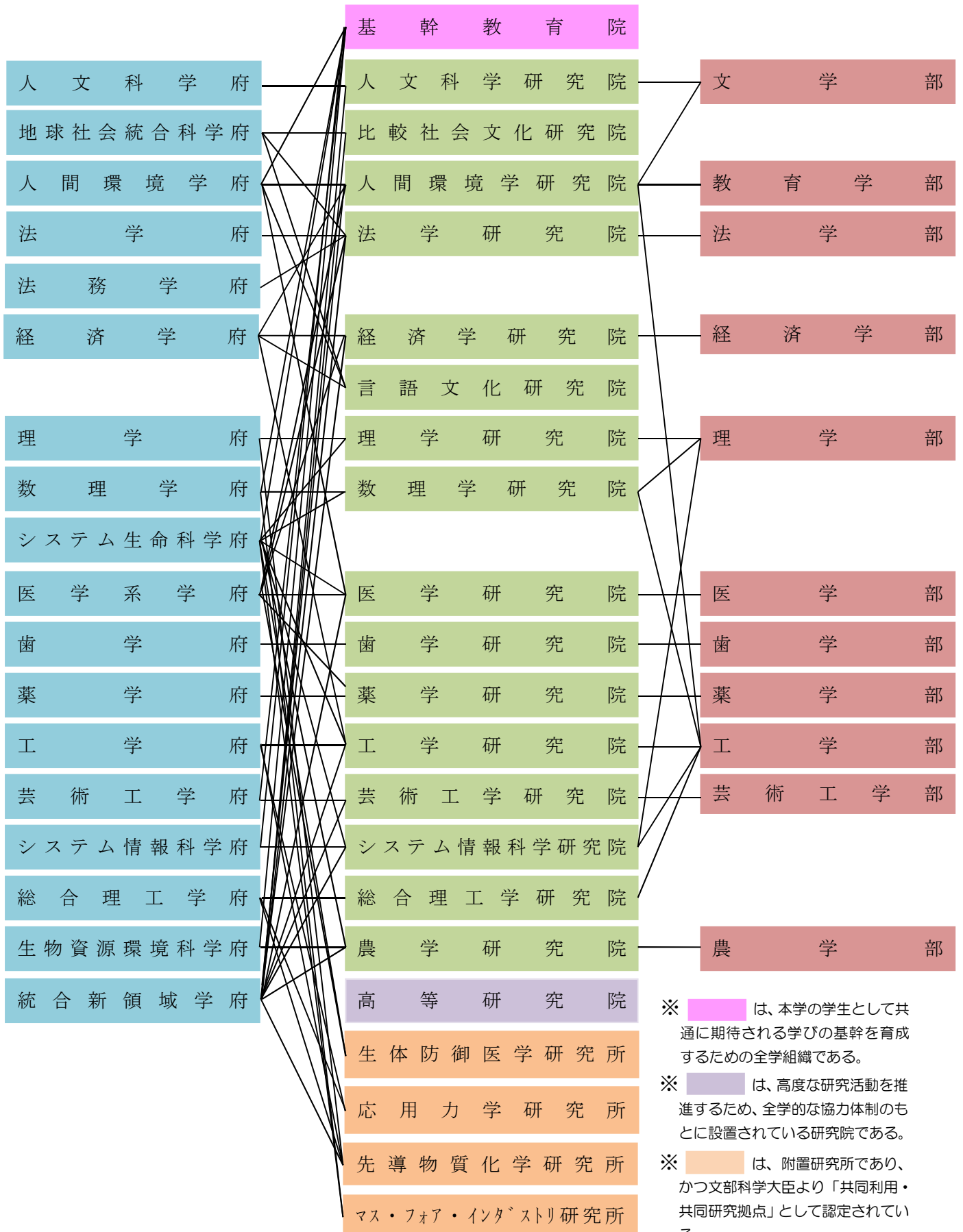
○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成十六年文部科学省令第七号)※平成30年4月1日施行(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

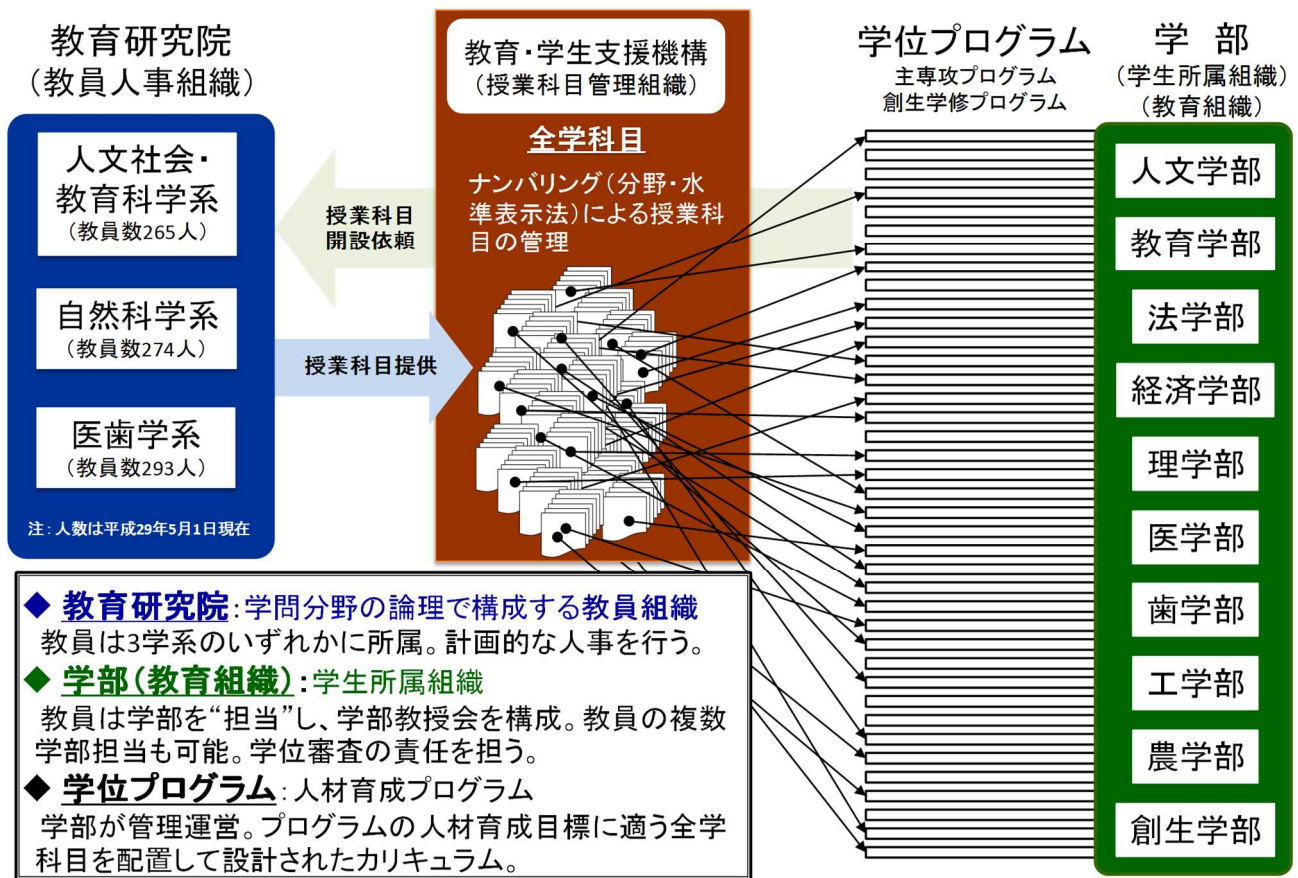
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ホ (略)
 - へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ト (略)
 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - リ・ヌ (略)
- 二・三 (略)
- 3 (略)

(参考2) 九州大学の学府・研究院・学部の構成



- ※ は、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織である。
- ※ は、高度な研究活動を推進するため、全学的な協力体制のもとに設置されている研究院である。
- ※ は、附置研究所であり、かつ文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」として認定されている。

(参考3) 新潟大学の全学科目化による学位プログラム



(参考4) 九州大学の21世紀プログラムの運営体制

